

検討課題2 科学技術基本計画、フラスカティ・マニュアルへの対応

－ 科学技術基本計画 －

1 課題内容

統計委員会諮問第 60 号の答申において、「今後、科学技術基本計画及びフラスカティ・マニュアルの改定が想定されることから、その検討状況を注視しつつ、实体经济・社会の変化も踏まえ、引き続き関係機関と連携して、調査項目等の見直しを検討することが望まれる。」とされたもの。

2 第3回研究会での事務局提示案

第5期科学技術基本計画（以下「第5期基本計画」という。）の「第5章 イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築」に、「我が国の企業、大学、公的研究機関のセクター間の研究者の移動数が第5期基本計画中に2割増加となることを目指すとともに、特に移動数の少ない、大学から企業や公的研究機関への移動数が同期間中に2倍となることを目指す。」という記述がある。

上記記述について、「第5期科学技術基本計画における指標及び目標値について（平成27年12月18日 総合科学技術・イノベーション会議有識者議員）」（参考1）に、詳細な説明があり、科学技術研究調査で調査している、大学、非営利団体・公的機関、企業の3つのセクターの境界を越えて移動する研究者数について目標値を定めたものである。当該目標値は、科学技術研究調査において、既に調査している採用・転入、転出研究者数を活用するものであり、調査項目等の見直しの必要はない。（第5期科学技術基本計画の答申以降、関係府省から出された要望等に係るものは除く。）特定目的別研究費の分野については、検討課題6で検討する。

3 第3回研究会の要望、その検討、事務局対応案

(1) 調査票乙・丙での「年齢別任期無し研究者数」の追加

① 要望内容・理由

ア) 第5期基本計画において、我が国の科学技術イノベーションの基盤的な力の強化には若手研究者の活躍が必要であり、若手研究者の育成・活躍促進のためにキャリアパスを明確にすることが重要であるとされている。そのため、大学及び公的研究機関に対して、任期を付さないポストを拡充することが求められている。（pp. 25-26）

イ) こうした基本計画における記載に関しての進捗や成果の状況を毎年度把握するため、「第5期科学技術基本計画における指標及び目標値について」（平成27年12月18日 総合科学技術・イノベーション会議有識者議員）において、

当該数値が主要指標として定められており、今後の把握が必要となっている。

ウ) 当該数値は、科学技術・学術政策研究所によって行われた RU11（学術研究懇談会）の実態調査（※）の中で採られたことがあるが、調査対象は RU11 を構成する 11 の大規模大学のみである。また文部科学省の学校教員統計調査で大学本部教員数が採られているが、任期の有無が区別されていない他、3年に一度の調査のため、当方要望の趣旨に照らすと調査頻度が低い。

※ 「大学教員の雇用状況に関する調査－学術研究懇談会（RU11）の大学群における教員の任期と雇用財源について－」（2015 年 9 月、科学技術・学術政策研究所）

エ) 第 5 期科学技術基本計画に記載したとおり、基本計画においては、若手研究者のキャリアパスが不透明で雇用が不安定なため、高い能力を持つ学生等が博士課程に進学することを躊躇するようになっているなど危機的な状況にある。

基本計画で掲げた目標値の検討にあたっては、本来であれば「任期なし若手研究者数」の目標値を置きたかったが、既存の統計ではそのような数値が取れないことから、やむを得ず、40歳未満の大学本務教員についての目標値を定めたもの。今後の我が国の科学技術イノベーション力の鍵をにぎる「若手研究者の育成・活躍促進」の進捗を測るために、大学及び公的研究機関において「年齢別任期無し研究者数」の調査が必須である。

(参考)

第 5 期科学技術基本計画

第 4 章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

(1) 人材力の強化

(略)

我が国の科学技術イノベーション人材を巡る状況、とりわけ、その重要な担い手である若手研究者を巡る状況は危機的である。高い能力を持つ学生等が、知の創出をはじめ科学技術イノベーション活動の中核を担う博士人材となることを躊躇するようになってきており、このことは、我が国が科学技術イノベーション力を持続的に確保していく上での深刻な問題である。

(略)

① 知的プロフェッショナルとしての人材の育成・確保と活躍促進

i) 若手研究者の育成・活躍促進

(略)

大学及び公的研究機関においては、ポストドクター等として実績を積んだ若手研究者が挑戦できる任期を付さないポストを拡充することが求められる。

また、国は、若手研究者が研究能力を高め、その能力と意欲を最大限発揮できるための研究費支援等の取組を推進する。特に、優れた若手研究者に対しては、安定したポストに就きながら独立した自由な研究環境の下で活躍できるようにするための制度を創設し、若手支援の強化を図る。

こうした取組を通じ、まずは、大学における若手教員割合が増えることを目指す。具体的には、第5期基本計画期間中に、40歳未満の大学本務教員の数を1割増加させるとともに、将来的に、我が国全体の大学本務教員に占める40歳未満の教員の割合が3割以上となることを目指す。

<その他>

- ・「研究者」の範囲は、調査票丙では「本務者」の「教員」及び「その他の研究員」を想定している。調査票乙については検討中。
- ・年齢区分は25歳～29歳、30歳～34歳、…60歳～64歳、65歳以上の9区分を想定。
- ・「任期無し」の定義は検討中。

② 検討

ア) 第5期科学技術基本計画における数値目標

「第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化」の「(1)人材力の強化」の「① 知的プロフェッショナルとしての人材の育成・確保と活躍促進」の「i) 若手研究者の育成・活躍促進」に、

「大学における若手教員割合が増えることを目指す。具体的には、第5期基本計画期間中に、40歳未満の大学本務教員の数を1割増加させるとともに、将来的に、我が国全体の大学本務教員に占める40歳未満の教員の割合が3割以上となることを目指す。」

という目標が掲げられている。

なお、基本計画策定の過程において、「第5期科学技術基本計画における指標及び目標値について（平成27年12月18日 総合科学技術・イノベーション会議 有識者議員）」に、学校教員統計調査による40歳未満の大学本務教員の数値が述べられている。また、「公的研究機関についても、任期を付さないポストに占める若手研究者の割合を増加させることが必要であることから、実態把握を継続的に行っていかなくてはならない。」という記述もある。

イ) ヒアリング結果

平成 28 年 2 月～3 月に、一部の非営利団体・公的機関及び大学等に対し、研究関係従業者数を任期の有無、年齢階級別に回答することが可能かどうか、意見を聴取した。

任期の有無の把握

組織	可能	可能だが非常に負担	困難・不可能	その他	計
非営利・公的	6	2	0	2	10
大学等	10	5	0	0	15
計	16	7	0	2	25
	64.0%	28.0%	0.0%	8.0%	

【主な意見】

- ・記入は可能。負担はあまりない。(非、大)
- ・情報としては持っているため回答は可能だが、相応の負担が増えることが想定される。(非)
- ・「教員」について、任期の有無別に記入することは可能だが、データ抽出後の集計作業が増すため、負担増。その他の者は、全て任期があるので問題はない。(大)

年齢階級別の把握(専ら研究に従事する者)

組織	可能	可能だが非常に負担	困難・不可能	その他	計
非営利・公的	3	3	3	1	10
大学等	1	14	0	0	15
計	4	17	3	1	25
	16.0%	68.0%	12.0%	4.0%	

年齢階級別の把握(研究を兼務する者等)

組織	可能	可能だが非常に負担	困難・不可能	その他	計
非営利・公的	2	4	2	2	10
大学等	3	10	2	0	15
計	5	14	4	2	25
	20.0%	56.0%	16.0%	8.0%	

【主な意見】

- ・記入は可能。負担はあまりない。(非)
- ・記入することは可能だが、年齢階級別に整理するための一定の負担はあるが。(非)
- ・現実的に不可能ではないが、極めて負担が大きい。(大)
- ・各研究所では、生年月日のデータを管理していないため回答不可。(大)

ウ) フラスカティ・マニュアルでの取り扱い

フラスカティ・マニュアル第7版では、第5章において、6つの年齢階級別に把握することが勧告されている。

また、OECDから、データの報告を求められているものの、報告はしていない。

<年齢別研究開発従事者関連記述>

英文（原文）	和訳（仮訳）
Chapter 5 Measurement of R&D personnel : Persons employed and external contributors	第5章 研究開発従事者の測定：従業者及び外部貢献者
5.4. Recommended distribution of aggregate R&D personnel totals	5.4. 勧告される研究開発従事者総計の区分
R&D personnel by age	
5.79 To report R&D personnel and specifically “researchers” by age, a breakdown into six categories is recommended. These categories are in line with the United Nations Provisional Guidelines on Standard International Age Classification (United Nations, 1982):	5.79 研究開発従事者、及び、とくに年齢別「研究者」を報告するために、6つの範疇に分類することが勧告される。これらの範疇は、国際標準年齢分類に関する国際連合暫定指針標準（United Nations, 1982）に沿ったものである：
・ under 25 years	・ 25歳未満
・ 25-34 years	・ 25～34歳
・ 35-44 years	・ 35～44歳
・ 45-54 years	・ 45～54歳
・ 55-64 years	・ 55～64歳
・ 65 years and more	・ 65歳以上

エ) 他調査における把握状況

内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）が、実施している独立行政法人の研究開発活動に関する調査においても、研究開発法人の研究者数を任期の有無、年齢階級別（30歳未満、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60歳以上）に調査している。

大学については、文部科学省が、3年に1度、実施している、学校教員統計調査において、大学、短期大学及び高等専門学校における教員を、個人単位で職名、男女、年齢、専門分野等について調査している（別紙1）。最近の結果は、別紙2のとおり。

③ 事務局対応案

以下の理由から、調査票乙・丙での「年齢別任期無し研究者数」に係る調査項目は新設しないこととしたい。

客体へのヒアリング結果からみると、年齢階級別での回答は、「困難」又は「可能だが非常に負担」と回答した客体は約80%になっており、客体への負担は相当なものになることが想定される。また、客体への負担が増すと、調査項目の未回答や調査票未提出の増加を招くこととなり、正確な統計を作成することができなくなる可能性が非常に大きくなり、追加は適切ではない。

なお、大学、企業及び非営利団体・公的機関の一部である研究開発法人においては、上記の説明のとおり、既にいくつかの調査において、年齢階級別研究者数の把握がなされている。ここで、さらに、科学でも調査となると、客体にとって調査項目の重複となる。

(2) 調査票乙・丙での「ベンチャー企業の起業数」、「新規株式公開（IPO）数」、「M&A数（買収規模）」の追加

① 要望内容・理由

ア) 第5期基本計画において、当該数値が目標数値として記載されたこと（※）を受け、今後の進捗状況の把握のために必要となっている。

※「研究開発型ベンチャー企業の起業を増やすとともに、その出口戦略についてM&A等への多様化も図りながら、現状において把握可能な、我が国における研究開発型ベンチャー企業の新規上場（株式公開（IPO）等）数について、第5期基本計画期間中において2倍となることを目指す。」（p. 38）

イ) IPOやM&Aについて公開されている情報は有価証券報告書などを1件ずつ調べる必要がある。特にM&Aは年間数千件行われていることから、これらの中から大学発及び公的機関発ベンチャーを区別し、その件数を集計することは困難。

ウ) 「成長した研究開発型ベンチャー企業の出口戦略としては、新規上場数（IPO等）、M&A等が挙げられ、本来であれば、これらを全体的に把握することが必要」である。「6 事務局対応案」（後述）で代替手段としている「ベンチャー企業の起業数」はベンチャー企業の出口戦略の観点ではまだ途上であり、データとしては不十分である。

エ) 「我が国における科学技術に関する研究活動」や「科学技術振興」には、イノベーションの観点が欠かせなくなっており、イノベーションの観点を測る上で、上記の調査は必須である。

オ) 第5期科学技術基本計画は、内閣総理大臣の諮問に基づく調査審議により出されたものであり、この諮問は、内閣府設置法第二十六条第一項第一号（※）の規定に基づいている。そのため、「6 事務局対応案」（後述）に示されている「科学技術研究調査における調査の目的である『我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ること』から外れる」との指摘は妥当ではない。

※内閣府設置法第二十六条第一項第一号

（所掌事務等）

第二十六条 総合科学技術・イノベーション会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。

<その他>

・「M&A数（買収規模）」については件数及び総額（百万円単位）を想定。

② 検討

ア) 第5期科学技術基本計画における数値目標

上記(2)①ア) のとおり、現状において把握可能な、我が国における研究開発型ベンチャー企業の新規上場（株式公開（IPO）等）数について、第5期基本計画期間中において2倍とすることが掲げられている。

なお、基本計画策定の過程において、「第5期科学技術基本計画における指標及び目標値について（平成27年12月18日 総合科学技術・イノベーション会議 有識者議員）」に、以下の記述がある。

「成長した研究開発型ベンチャー企業の出口戦略としては、新規上場数（IPO等）、M&A等が挙げられ、本来であれば、これらを全体的に把握することが必要であるが、現状ではM&Aのデータは把握できないことから、ここでは「新規上場会社情報（株式会社日本取引所グループ）」における新規上場数（IPO等）について目標値を定める。新規上場会社数の中で、「新規上場申請のための有価証券報告書」の「研究開発活動」の欄に研究開発活動について記載している企業を研究開発型ベンチャー企業として、その企業数は2010年度以降堅調に伸びており、2014年度には30件となっている。リーマンショック以降新規上場企業数も順調に増加傾向にあることから、研究開発型ベンチャー企業の新規上場数（IPO等）として、2014年度比で約2倍を目指す。」

イ) 他調査における把握状況

文部科学省が、産学連携等施策の企画・立案に反映させることを目的として、大学等における産学連携等の実施状況調査を毎年、実施しており、大学等発ベンチャーの設立数を調査している。最近の結果は、別紙3のとおり。

内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）が、実施している独立行政法人の研究開発活動に関する調査においても、研究開発法人発ベンチャー設立数を調査している。最近の結果は、別紙4のとおり。

③ 事務局対応案

以下の理由から、調査票乙・丙での「ベンチャー企業の起業数」、「新規株式公開（IPO）数」及び「M&A数（買収規模）」に係る調査項目は新設しないこととしたい。

大学発ベンチャーは、大学の教員、研究者、学生が開発した技術を用いて事業化する企業のことであり、教員等が自ら会社設立して役員となり事業化するもの、技術の特許化して大学やTLO（技術移転機関）に登録し、学外の企業に実施許諾して技術移転し事業化するもの、企業との共同研究の成果を企業が事業化するもの、教員等が企業に対して技術指導を行い、事業化するものなどが含まれる。

科学技術研究調査は、研究活動の状態を調査するものであり、大学においては、

研究現場に近いものとして学部単位で調査している。一方で、ベンチャー企業の起業等については、学部単位ではなく大学本部で一括して管理するのが一般的と考えられるため、現行の調査単位である学部に回答を求めても正確な回答が得られない、もしくは未回答となり、正確な統計を作成できなくなる恐れが非常に大きい。

なお、大学及び非営利団体・公的機関の一部である研究開発法人においては、上記の説明のとおり、既に他の調査において、「ベンチャー企業の起業数」の把握がなされている。ここで、さらに、科学でも調査となると、客体にとって調査項目の重複となる。

(3) 調査票調査票甲・乙・丙での「専門分野別新規採用研究者数」(全数及び女性)の追加

① 要望内容・理由

[要望1]

ア) 第5期基本計画において、当該数値が目標数値として明記されたこと(※)を受け、その進捗状況を少なくとも今後5年間にわたり把握するために必要となっている。

※「第4期基本計画が掲げた女性研究者の新規採用割合に関する目標値(自然科学系全体で30%、理学系20%、工学系15%、農学系30%、医学・歯学・薬学系合わせて30%)も達成されていない状況である。……特に、女性研究者の新規採用割合については、第4期基本計画が掲げた上記の目標値について、第5期基本計画期間中に速やかに達成すべく、……」(p.27-28)

イ) 本目標値については、「第5期科学技術基本計画における指標及び目標値について」(平成27年12月18日 総合科学技術・イノベーション会議有識者議員)において、「本目標値は、基本計画において自然科学系全体のほか、分野別の割合も示されており、フォローアップにおいては、大学及び公的研究機関における実態を把握するとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の施行も踏まえ、民間研究者・技術者の割合もあわせて把握分析を行う。」(p.4)とされているため、大学、公的研究機関のみならず企業研究者の把握も必要となっている。

ウ) 大学教員の採用全体に占める女性の割合についてはこれまで文科省調べで把握し、研究開発法人の研究者採用全体に占める女性の割合については今年度から内閣府調べで把握を試みているところだが、前述のとおり企業研究者の把握も求められているところ、統一した条件下での数値の把握が望ましい。

エ) 本目標値の進捗を測る上では、自然科学全体と、医学・歯学・薬学系合わせた数値が必要である。事務局対応案では、「調査票甲・乙・丙の新規採用研究者数(全数・女性)について、うち数として自然科学分野の理学、工学、農学及び保健の4分野別の新規採用者数と追加することとしたい」となっているものの、自然科学4分野の保健分野は、医学、歯学、薬学、看護、その他で構成されていることから、基本計画の目標値の要件を満たすためには、保健分野内を細分化して調査することが必要となっている。

オ) 保健分野の研究本務者数は、全自然科学における研究本務者数の半数以上(約56%)を占めている。また、一般に、医学、歯学、薬学、看護学は、大学においても、それぞれ単独の学部として区分されていることが多い。さらに、これらの分野毎に女性研究者の比率も相当異なっていることが想定される。医学・歯学・薬学・看護・その他分野に細分化したデータがあることにより、よ

り適切な現状把握や分析等を行うことができるため、保健分野については、より詳細な「医学」、「歯学」、「薬学」、「看護学」、「その他」の分野に分けて数値を把握することが必要と考える。

<その他>

- ・専門分野別研究者数は調査年の3月31日時点のストックであり、新規採用者数は調査年の3月31日から遡る1年間の人数でフローであり、人数把握の性質としては若干異なるが、それぞれを回答するにあたり、回答者側には「専門分野別の新規採用研究者数（全数及び女性）」の情報が既に存在すると予想され、その場合には回答者負担は比較的小さいと期待される。

[要望2]

第5期基本計画において、女性の活躍促進が求められており、大学及び公的研究機関における学問分野別の女性研究者の新規採用割合が目標値として設定された。更に同計画を踏まえた CSTI 有識者議員ペーパーにおいて、民間についても把握するとされたところであり、大学、公的研究機関及び企業について、基幹統計である科学技術研究調査で把握することが望ましいと考えている。

現在の科学技術研究調査では、大学等と公的機関の学問区分ごとの新規採用者数について、回答組織の学問区分に従って集計していると承知しているが、本来は、従業者数の専門別内訳のように、研究者ごとの専門性に応じて人数が把握されることが望ましい。

更に、基本計画の目標値が大学と公的研究機関に係る数値であることを踏まえると、「大学等」については、大学の学部・大学附置研究所・大学共同利用機関に絞った数値、「公的機関」については、公的研究機関に絞った数値で表章していただくことが望ましい。

② 検討

ア) 第5期科学技術基本計画における数値目標

上記(3)①[要望1]のア) のとおり、第4期基本計画に引き続き、大学及び公的研究機関の女性研究者の採用割合の目標値（自然科学系全体で30%、理学系20%、工学系15%、農学系30%、医学・歯学・薬学系合わせて30%）が、掲げられている。

なお、基本計画策定の過程において、「第5期科学技術基本計画における指標及び目標値について（平成27年12月18日 総合科学技術・イノベーション会議 有識者議員）」に、以下の記述がある。

「(2) 女性研究者の採用割合（自然科学系全体で 30%、理学系 20%、工学系 15%、農学系 30%、医学・歯学・薬学系合わせて 30%）（基本計画 27 頁）

本目標値は、基本計画において自然科学系全体のほか、分野別の割合も示されており、フォローアップにおいては、大学及び公的研究機関における実態を把握するとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の施行も踏まえ、民間研究者・技術者の割合もあわせて把握分析を行う。」

イ) ヒアリング結果

平成 28 年 2 月～3 月に、一部の企業、非営利団体・公的機関及び大学等に対し、専門分野別に新規採用研究者数を回答することが可能かどうか、意見を聴取した。

自然科学4分野

組織	可能	可能だが非常に負担	困難・不可能	その他	計
企業	8	2	2	0	12
非営利・公的	5	3	1	1	10
大学等	8	4	3	0	15
計	21	9	6	1	37
	56.8%	24.3%	16.2%	2.7%	

自然科学4分野(詳細)

組織	可能	可能だが非常に負担	困難・不可能	その他	計
企業	7	1	4	0	12
非営利・公的	3	2	4	1	10
大学等	7	5	3	0	15
計	17	8	11	1	37
	45.9%	21.6%	29.7%	2.7%	

【主な意見】

- ・ 記入は可能。負担は多くない。（企、非、大）
- ・ 詳細な内訳に振り分けるのは負担が大きく、記入は難しい。（企）
- ・ 「理学」、「工学」、「農学」及び「保健」の別に記入することは可能だが、内訳を「研究者の専門別内訳」と同じく詳細なものとすることは不可能。（非）
- ・ 最終学歴の研究科や最終学位等による博士（XX 学）のような回答なら可能だが、自

然科学分野による分野区分での登録は行っていない。このため、回答に当たっては個別に教員に問い合わせることとなり、負担が大きい。(大)

- ・今後の研究戦略に直結する情報となるので、新規採用者の詳細な内訳は回答が難しい(企)

ウ) 他調査における把握状況

これまで、第4期基本計画においては、文部科学省高等教育局が大学に対して実施している「大学における教育内容等の改革状況」についての調査結果を、同省の科学技術人材の政策担当者が二次利用する形で、自然科学分野の女性新規採用者数を算出している。この数字は毎年更新されているが、大元の調査では具体的な数字は公表結果に出していない。また、当該調査は教育関係目的であり、科学技術基本計画に掲げられた指標のフォローアップを確実にを行うため、今後は科学技術研究調査で把握してほしいという要望が出ているところ。

内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)が、実施している独立行政法人の研究開発活動に関する調査においても、女性研究者の採用数を自然科学4分野別に調査している。

③ 事務局対応案

以下の理由から、調査票甲・乙・丙の「専門分野別新規採用研究者数」(全数・女性)について、調査項目としての追加は見送ることとしたい。

- ・廃止する調査項目がほとんどない中で、調査項目の新設は、限られた調査票スペースでは、非常に難しい。また、客体への負担の増を招き、調査項目への未回答や調査票未提出の増加をも招くこととなり、正確な統計を作成することができなくなる。
- ・大学における女性研究者の割合は、第4期基本計画から、文部科学省の「大学における教育内容等の改革状況」の調査結果から把握できている。
- ・非営利団体・公的機関のうち、第5期基本計画で対象としている公的研究機関に含まれる研究開発法人における女性研究者の採用者数について、内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)が実施している独立行政法人の研究開発活動に関する調査の結果から把握できている。
- ・企業については、「第5期科学技術基本計画における指標及び目標値について」(平成27年12月18日 総合科学技術・イノベーション会議有識者議員)に記述はあるものの、第5期基本計画には明確な数値目標がない。

別紙1 (第93回統計委員会 (平成27年12月11日) 配布資料より)

平成28年度 学校教員統計調査

様式第19号
大学・高等学校
教員個人調査

(※)統計法に基づき統計調査



統計法に基づき
統計調査
の取扱い
に
従って
公表
を
要
し
ま
す。

教員個人調査・教員異動調査票
(本務教員)

ID 7 -

(1)学校調査番号

(2)学館等番号

(3)大学・大
学院の別

共通事項				教員個人調査				教員異動調査				(24) 行 番 号								
(4) 整理番号	(5) 年齢 (歳)	(6) 性別	(7) 学歴	(8) 専攻分野	(9) 専攻分野	(10) 専攻分野	(11) 専攻分野	(12) 出身学校	(13) 出身学校	(14) 出身学校	(15) 出身学校		(16) 出身学校	(17) 業務先	(18) 年齢 (歳)	(19) 職名	(20) 採用前の職名	(21) 採用前の職名	(22) 採用前の職名	(23) 異動理由

この調査は、統計法に基づき学校統計を作成するために実施されています。
この調査の対象となった学校の方々には統計法に基づく報告の義務が
あり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施にあたっては、特に必要がある場合には、資料の提出の
お願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

学校名

取扱者氏名

電話番号

文 部 科 学 省

178 年齢別 職名別

1. 計

区 分	計			学 長			副学長			教 授		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
本務教員の計	177,263	138,168	39,095	744	681	63	914	851	63	69,458	59,695	9,763
25歳未満	293	73	220	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25歳～30歳未満	4,133	2,353	1,780	—	—	—	—	—	—	1	1	—
25 歳	236	86	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26 歳	434	198	236	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27 歳	748	402	346	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28 歳	1,141	690	451	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29 歳	1,574	977	597	—	—	—	—	—	—	1	1	—
30歳～35歳未満	14,919	10,395	4,524	—	—	—	—	—	—	3	2	1
30 歳	2,011	1,323	688	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31 歳	2,545	1,760	785	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32 歳	3,002	2,088	914	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33 歳	3,427	2,413	1,014	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34 歳	3,934	2,811	1,123	—	—	—	—	—	—	3	2	1
35歳～40歳未満	24,418	18,030	6,388	2	—	2	4	4	—	201	176	25
35 歳	4,337	3,115	1,222	—	—	—	—	—	—	5	4	1
36 歳	4,669	3,476	1,193	1	—	1	1	1	—	13	11	2
37 歳	4,885	3,607	1,278	—	—	—	2	2	—	21	21	—
38 歳	5,231	3,857	1,374	—	—	—	—	—	—	63	56	7
39 歳	5,296	3,975	1,321	1	—	1	1	1	—	99	84	15
40歳～45歳未満	27,060	20,687	6,373	2	2	—	7	4	3	2,270	1,944	326
40 歳	5,523	4,161	1,362	1	1	—	3	—	3	164	141	23
41 歳	5,394	4,079	1,315	—	—	—	1	1	—	318	260	58
42 歳	5,598	4,309	1,289	—	—	—	1	1	—	429	373	56
43 歳	5,366	4,132	1,234	—	—	—	—	—	—	593	508	85
44 歳	5,179	4,006	1,173	1	1	—	2	2	—	766	662	104
45歳～50歳未満	24,904	19,312	5,592	7	7	—	14	14	—	7,413	6,286	1,127
45 歳	5,172	4,028	1,144	—	—	—	2	2	—	945	804	141
46 歳	5,169	4,016	1,153	—	—	—	3	3	—	1,257	1,067	190
47 歳	4,377	3,356	1,021	4	4	—	—	—	—	1,296	1,106	190
48 歳	5,127	3,962	1,165	1	1	—	4	4	—	1,805	1,538	267
49 歳	5,059	3,950	1,109	2	2	—	5	5	—	2,110	1,771	339
50歳～55歳未満	25,127	19,941	5,186	20	18	2	71	65	6	14,284	12,155	2,129
50 歳	5,085	3,986	1,099	2	2	—	6	5	1	2,379	2,038	341
51 歳	5,081	4,019	1,062	5	5	—	13	12	1	2,603	2,226	377
52 歳	5,028	4,002	1,026	6	6	—	16	15	1	2,884	2,448	436
53 歳	4,947	3,931	1,016	2	1	1	15	13	2	3,072	2,592	480
54 歳	4,986	4,003	983	5	4	1	21	20	1	3,346	2,851	495
55歳～60歳未満	22,374	18,243	4,131	49	43	6	180	169	11	16,735	14,267	2,468
55 歳	4,829	3,896	933	8	5	3	19	17	2	3,390	2,898	492
56 歳	4,426	3,565	861	5	5	—	30	29	1	3,257	2,743	514
57 歳	4,376	3,574	802	7	7	—	26	26	—	3,278	2,792	486
58 歳	4,455	3,659	796	14	14	—	48	43	5	3,470	2,956	514
59 歳	4,288	3,549	739	15	12	3	57	54	3	3,340	2,878	462
60歳～65歳未満	21,777	18,490	3,287	140	128	12	317	301	16	17,906	15,564	2,342
60 歳	4,217	3,511	706	20	20	—	47	43	4	3,389	2,908	481
61 歳	4,273	3,615	658	21	21	—	52	50	2	3,481	3,022	459
62 歳	4,337	3,681	656	26	22	4	56	53	3	3,578	3,120	458
63 歳	4,417	3,781	636	31	28	3	80	77	3	3,630	3,165	465
64 歳	4,533	3,902	631	42	37	5	82	78	4	3,828	3,349	479
65歳以上	12,258	10,644	1,614	524	483	41	321	294	27	10,645	9,300	1,345
65 歳	3,534	3,074	460	57	55	2	75	71	4	3,012	2,660	352
66 歳	2,475	2,157	318	65	60	5	77	70	7	2,183	1,917	266
67 歳	1,433	1,239	194	47	42	5	38	33	5	1,285	1,123	162
68 歳	1,295	1,134	161	45	43	2	32	28	4	1,155	1,014	141
69 歳	1,280	1,135	145	47	43	4	28	27	1	1,153	1,026	127
70 歳以上	2,241	1,905	336	263	240	23	71	65	6	1,857	1,560	297
平均年齢(歳)	48.9	49.7	46.1	67.6	67.7	67.1	62.6	62.6	62.4	57.9	57.9	57.5

(注) 1. 年齢は、平成25年10月1日現在の満年齢である。ただし、平均年齢については実際の年齢に近づけるため、0.5を加えている。以下の各表において同
2. 大学は、学部、大学院、附置研究所(国立のみ)、学内共同教育研究施設、共同利用・共同研究拠点、附属病院の合計である。なお、学部・大学院の

性別 本務教員数

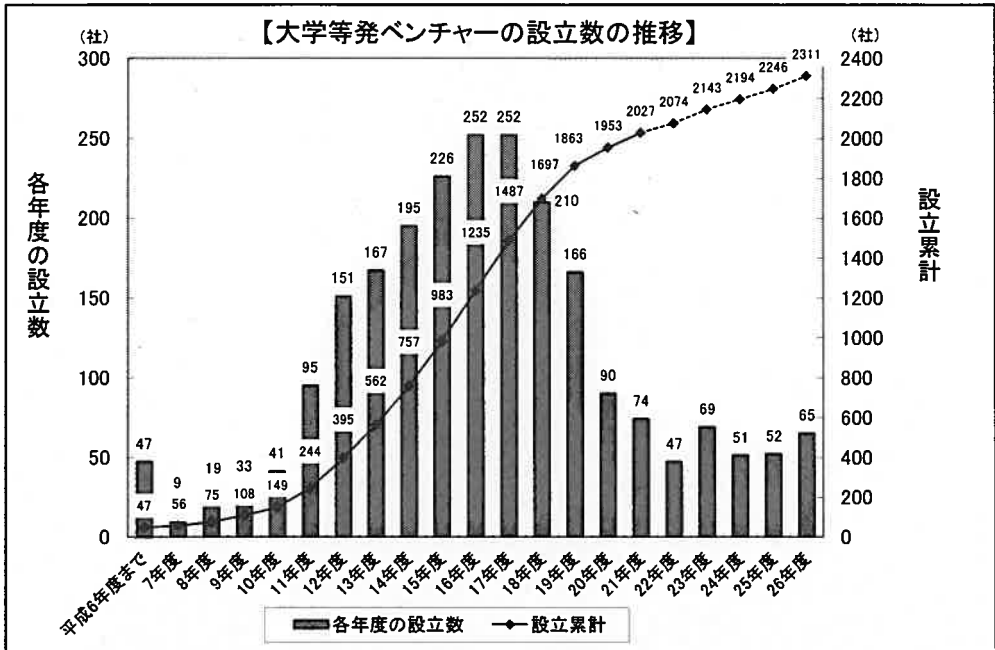
(人)

准教授			講師			助教			助手		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
42,504	33,030	9,474	20,237	14,077	6,160	37,040	26,887	10,153	6,366	2,947	3,419
—	—	—	9	4	5	24	16	8	260	53	207
32	24	8	253	154	99	2,196	1,471	725	1,651	703	948
—	—	—	6	3	3	49	28	21	181	55	126
1	1	—	11	5	6	159	95	64	263	97	166
1	1	—	32	16	16	368	242	126	347	143	204
8	6	2	80	45	35	631	439	192	422	200	222
22	16	6	124	85	39	989	667	322	438	208	230
1,045	858	187	2,074	1,480	594	9,856	7,009	2,847	1,941	1,046	895
42	32	10	186	129	57	1,339	916	423	444	246	198
104	83	21	316	234	82	1,694	1,216	478	431	227	204
170	142	28	408	287	121	2,033	1,459	574	391	200	191
286	240	46	534	378	156	2,263	1,596	667	344	199	145
443	361	82	630	452	178	2,527	1,822	705	331	174	157
6,192	4,960	1,232	4,501	3,085	1,416	12,424	9,218	3,206	1,094	587	507
670	538	132	734	490	244	2,644	1,928	716	284	155	129
937	768	169	869	615	254	2,590	1,937	653	258	144	114
1,229	987	242	857	569	288	2,575	1,919	656	201	109	92
1,527	1,205	322	1,011	682	329	2,418	1,797	621	212	117	95
1,829	1,462	367	1,030	729	301	2,197	1,637	560	139	62	77
11,430	9,021	2,409	5,237	3,746	1,491	7,567	5,742	1,825	547	228	319
2,177	1,728	449	1,066	721	345	1,981	1,507	474	131	63	68
2,213	1,748	465	1,019	732	287	1,707	1,278	429	136	60	76
2,394	1,897	497	1,110	790	320	1,562	1,199	363	102	49	53
2,348	1,869	479	1,087	786	301	1,242	941	301	96	28	68
2,298	1,779	519	955	717	238	1,075	817	258	82	28	54
10,250	7,931	2,319	4,013	2,883	1,130	2,893	2,092	801	314	99	215
2,361	1,854	507	962	728	234	823	610	213	79	30	49
2,201	1,733	468	928	671	257	727	524	203	53	18	35
1,797	1,359	438	719	519	200	504	355	149	57	13	44
2,032	1,540	492	760	524	236	459	337	122	66	18	48
1,859	1,445	414	644	441	203	380	266	114	59	20	39
7,241	5,464	1,777	2,177	1,444	733	1,118	718	400	216	77	139
1,753	1,321	432	588	394	194	317	213	104	40	13	27
1,644	1,262	382	507	328	179	265	172	93	44	14	30
1,441	1,089	352	415	279	136	229	149	80	37	16	21
1,279	952	327	348	239	109	171	108	63	60	26	34
1,124	840	284	319	204	115	136	76	60	35	8	27
3,671	2,742	929	1,009	633	376	540	316	224	190	73	117
982	734	248	253	154	99	136	77	59	41	11	30
775	579	196	209	133	76	115	58	57	35	18	17
726	551	175	182	114	68	113	69	44	44	15	29
592	442	150	197	125	72	99	66	33	35	13	22
596	436	160	168	107	61	77	46	31	35	16	19
2,132	1,646	486	774	508	266	373	271	102	135	72	63
485	378	107	162	91	71	76	52	24	38	19	19
463	347	116	158	110	48	68	49	19	30	16	14
404	310	94	153	103	50	92	61	31	28	12	16
421	333	88	145	95	50	83	66	17	27	17	10
359	278	81	156	109	47	54	43	11	12	8	4
511	384	127	190	140	50	49	34	15	18	9	9
249	189	60	92	69	23	38	26	12	11	4	7
107	83	24	34	22	12	6	3	3	3	2	1
44	30	14	16	9	7	2	2	—	1	—	1
43	33	10	16	12	4	2	2	—	2	2	—
38	25	13	14	14	—	—	—	—	—	—	—
30	24	6	18	14	4	1	1	—	1	1	—
47.0	46.9	47.6	44.0	43.9	44.2	38.4	38.4	38.4	35.4	35.4	35.5

値については、「I 調査の概要 9 閲覧公表」に掲載のホームページアドレス参照のこと。以下の各表について同じ。

7. 大学等発ベンチャー

(1) 大学等発ベンチャーの設立数の推移



※平成21年度実績までは文部科学省科学技術政策研究所の調査によるものであり、平成22年度以降の実績は本調査によるもののため、設立累計を点線とした。

※平成21年度までの大学等発ベンチャーの設立数及び設立累計は、「活動中かつ所在が判明している大学等発ベンチャー」に対して実施された設立年度に対する調査結果に基づき集計を行っている。なお、各年度の調査で当該年度以前に設立されたことが新たに判明した大学等発ベンチャーについては、年度をさかのぼってデータを追加している。平成22年度以降のデータについては、当該調査年度に設立されたと大学等から回答がなされた大学等発ベンチャー数のみを集計している。

※設立年度は当該年の4月から翌年3月までとし、設立月の不明な企業は4月以降に設立されたものとして集計した。

※設立年度の不明な企業9社が平成21年度実績までにあるが、除いて集計した。

(2) 大学等がランニングロイヤリティ収入を受領した大学等発ベンチャー数

区分	国立大学等	公立大学等	私立大学等	計
平成26年度	58	6	20	84

※ランニングロイヤリティとは、実施許諾契約に基づき設定された実施料率により、製品の売上高等に応じて支払われる実施料を指す。この他にも大学等が得る実施許諾収入の形としては、イニシャルロイヤリティ(実施許諾契約の締結時に、企業等から支払われる契約一時金)、マイルストーン収入(契約に基づき、あらかじめ定められた研究開発の達成度合いに応じて生じる収入)等がある。

8. 国立大学等における寄附金受入額

平成26年度の国立大学等における寄附金受入額は、前年度と比べて約43億円(5.7%)減少の約707億円となった。

区分	受入額(百万円)
21年度	70,709
22年度	75,837
23年度	77,448
24年度	78,968
25年度	74,962
26年度	70,669

※単位未満は四捨五入。

※現金を対象とし、現物(建物等)寄附は含まない。

